



国際ロータリー  
2019年規定審議会

# 立法案集

19-01 から 19-116

2019年4月14～18日 | 米国イリノイ州シカゴ



## 2019 年規定審議会

### 2019 年規定審議会で審議される立法案

#### ロータリアンの皆さま

国際ロータリー定款は、RI 理事会が定めた場所において、3 年ごとに規定審議会を開催すると規定しています。2019 年規定審議会は、4 月 14 日から 18 日まで、米国イリノイ州シカゴにて開催されます。規定審議会に備え、全立法案を収めた冊子が作成されましたので、ご参照用にお送りいたします。

本立法案集には、クラブ、地区、RIBI 大会、RI 理事会から 2019 年規定審議会に提出された立法案が収められています。各案件は、2017 年 12 月 31 日の締切日までにロータリーが受理し、定款細則委員会による助言の下、RI 理事会により「正規」とみなされたものです。RI 理事会の指示により、欠陥があると判断された立法案は、立法案集には掲載されず、規定審議会に回付されません。「欠陥」とみなされる理由につきましては、RI 細則の第 7 条をご参照ください。

2019 年規定審議会で審議されるのは、制定案のみとなります。制定案は、RI の組織規定を改正することを目的としています。組織規定には、RI 定款、RI 細則、標準ロータリークラブ定款が含まれます。全制定案には、2016 年「手続要覧」に収められた組織規定のページ番号が記載されています。

各案件の上部に記載されているのは、審議会番号です（例:19-01）。同じ主題に関する立法案には、類似した、または同一の題目が付けられている可能性があります。

また、各立法案の上部には、提案者の名前が記載されています。案件の中には、提案者が複数あるものもあります。これは、複数の提案者が同一の案件を提出した場合、または、類似した案件を提出した提案者が、定款・細則委員会により提案された折衷案に加わることに同意した場合に起こるものです。このような折衷案の提案は、RI 細則に沿ったものであり、当該案件の価値に関して定款・細則委員会の意見を表明するものではありません。折衷案には、審議会番号の上に「折衷案」と表示されています。

各立法案の下には、提案者による「趣旨および効果」と、「財務上の影響」が記載されています。「趣旨および効果」は、提案者が作成したものであり、編集は行われていません。「財務上の影響」は事務総長が作成したものであり、当該立法案の内容を施行した場合に起こりうる収入または支出の増減の推定を示しています。

RI 組織規定に定められている通り、本立法案は、2018 年 9 月 30 日までに各地区ガバナーと規定審議会の全代表議員に送付されます。ロータリーからの書類を日本語、標準中国語、フランス語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語のいずれかで通常受け取っているガバナーと審議会議員には、後日、該当する言語の立法案が送られます。本立法案は（日本語も含め）ロータリーのウェブサイト ([www.rotary.org/ja](http://www.rotary.org/ja)) にも掲載される予定となっております。

立法案集の最後にある案件 19-115 と 19-116 は、特に注意してご覧ください。これらは、RI 細則と標準ロータリークラブ定款に変更を加えるために起草されたものですが、変更はいずれも実質的なものではありません。19-115 の前に、主な変更箇所を挙げたページが追加されています。代表議員には、規定審議会の前にこれらの案件について質問する機会が与えられます。

今後数カ月、規定審議会についてご質問がありましたら、ロータリー審議会業務部のサラ・クリステンセン（Eメール:council\_services@rotary.org、電話:1-847-424-5267）までご連絡くださいますようお願いいたします。

心を込めて



事務総長  
ジョン・ヒューコ

## 2019 年規定審議会・立法案

- 19-18 会員身分に関する規定を改正する件
- 19-22 クラブ会長の任期を改正する件
- 19-24 クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件
- 19-26 クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件
- 19-28 クラブの所在地域に関する規定を改正する件
- 19-29 衛星クラブの報告手続を改正する件
- 19-30 例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件
- 19-35 欠席のメータアップに関する規定を改正する件
- 19-37 クラブの会員身分に関する規定を改正する件
- 19-38 会員資格を改正する件
- 19-39 クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件
- 19-40 会長エレクトまたは会長ノミニーの空席を埋める手順を改正する件
- 19-41 会長ノミニーの選出の規則を改正する件
- 19-43 理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件
- 19-45 理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件
- 19-49 ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件
- 19-52 ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件
- 19-53 ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいなかった場合には、バスターガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件
- 19-54 地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件

- 19-55 RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件
- 19-57 地区の年次財務表の提出期限を延長する件
- 19-58 地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件
- 19-61 理事会の任務を改正する件
- 19-62 事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件
- 19-63 地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件
- 19-66 RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件
- 19-70 クラブの加盟終結に関する規定を改正する件
- 19-72 ローターアクトクラブが RI 加盟を求められることを明確にする件
- 19-74 国際大会委員会委員の任期を改正する件
- 19-75 ローターアクト・インターアクト委員会委員の任期を改正する件
- 19-79 国際大会の手続を更新して近代化する件
- 19-80 役員選挙手順を改正する件
- 19-82 人頭分担金を増額する件
- 19-93 一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件
- 19-94 一般剰余金の設定手順を改正する件
- 19-96 RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件
- 19-97 規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件
- 19-100 決議案の承認に関する規定を改正する件
- 19-101 欠陥のある決議案の定義を改正する件
- 19-102 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

- 19-103 審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件
- 19-110 審議会における信任手続きを簡素化する件
- 19-112 審議会議員について改正する件
- 19-113 ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件
- 19-114 審議会の決定に反対するための手続きを改正する件
- 19-117 RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件

## 制定案 19-18

会員身分に関する規定を改正する件

**提案者:** Madras Temple ロータリークラブ(インド、第 3232 地区)  
**承認者:** 第 3232 地区立法案検討会(インド、Tamil Nadu、C11ennai)にて承認  
(2017 年 11 月 23 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 23 ページ)。

### 第 4 条クラブの会員身分

#### 4.070.会員身分の制約

細則第 2.030 節の規定にかかわらず、いかなるクラブも、RI 加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくは RI 定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。各クラブは、多様性を推進するような均衡の取れた会員構成を構築するよう努めるものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-22

クラブ会長の任期を改正する件

**提案者:** Betlune-Artois ロータリークラブ(フランス、第 1520 地区)  
**承認者:** 第 1520 地区立法案検討会(フランス、Saint-Martin-Laert)にて承認(2017 年 11 月 24 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 92~93 ページ)。

### 第 13 条 理事および役員および委員会

#### 第 5 節—役員選挙。

- (b)会長の任期。会長は、細則の定めるところに従って、就任する日の直前 18 ヶ月以上 2 年以内に選挙されるものとし、選挙された時点から会長ノミニーを務めるものとする。会長ノミニーは、会長として就任する前の年度の 7 月 1 日に、会長エレクトの役職名が与えられるものとする。会長は、7 月 1 日に就任し、1 年間、または後任者が然るべく選挙されて適格となるまで、その職務に当たるものとする。後任者がしかるべく選挙されなかった場合、現職の会長の任期を 1 年に限り延長するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-24

クラブの年次会合において予算と年次報告の発表を求める件

提案者: 第 9125 地区(ナイジェリア)  
承認者: 第 9125 地区郵便投票により承認  
(2017 年 12 月 9～20 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 89 ページ)。

### 第 8 条 会合

#### 第 2 節—年次総会。

- (a) 役員を選挙するため、**現年度の収入と支出を含む中間報告および前年度の財務報告**を発表するため の年次総会は、細則の定めるところに従い、毎年 12 月 31 日までに開催されなければならない。

(本文終わり)

## 制定案 19-26

クラブの名称または所在地域の変更の通告期間を延長する件

提案者: 第 9830 地区(オーストラリア)  
承認者: 第 9830 地区立法案検討会(オーストラリア、Tasmania、Longford)にて承認  
(2017 年 11 月 19 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 99 ページ)。

### 第 22 条 改正

第 2 節—第 2 条と第 4 条の改正。定款の第 2 条(名称)および第 4 条(クラブの所在地域)は、定足数を満たした数の会員が出席した本クラブの例会においていつでも、出席している全投票会員の最低 3 分の 2 の賛成投票によって、改正することができる。ただし、当該改正案の通告が、これを議する例会の少なくとも 40 日前に、各会員およびガバナーに郵送されなければならない。そしてさらに、かかる改正は、RI 理事会に提出してその承認を求めなければならない。その承認があって初めてその改正は効力を発するものとする。ガバナーは、提出された改正案に関して RI 理事会に意見を提供することができる。

(本文終わり)



## 制定案 19-28

クラブの所在地に関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 19 ページ)。

### 第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

#### 2.020.クラブの所在地

~~新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する地域がある場合、そこに1つのクラブを結成することができる。1つ以上の他のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。参加型の主にオンラインで活動をするクラブの所在地は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りが決定する通りとするものとする。~~

(本文終わり)

## 制定案 19-29

衛星クラブの報告手続を改正する件

提案者: Plimmerton ロータリークラブ(ニュージーランド、第 9940 地区)

承認者: 第 9940 地区郵便投票により承認(2017 年 12 月 11 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 93-94 ページ)。

### 第 13 条 理事および役員および委員会

第 6 節—本クラブの衛星クラブの組織運営(該当する場合)。衛星クラブは、本クラブと同じ、またはその周辺地域に所在するものとする。

(C)衛星クラブの報告手続。衛星クラブは、毎年、クラブ会員と、クラブの活動およびプログラムに関する報告書を、本クラブの会長と理事会に提出するものとする。この報告書には、財務諸表と監査済みまたは検査済みの会計報告を添付するものとし、これらは、本クラブの年次総会に向けた報告書に含まれる。また、本クラブからの要請に応じて、その他の報告書を随時提出する。

(本文終わり)

## 制定案 19-30

例会と出席における柔軟性を認める規定を移動する件

提案者： 大和ロータリークラブ(日本、第 2780 地区)  
承認者： 第 2780 地区大会(日本、神奈川県、相模原市)にて承認  
(2017 年 9 月 18 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する。

第 7 条(『手続要覧』第 88 ページ)

### 第 7 条 例会と出席に関する規定の例外

~~本定款の第 8 条第 1 節、第 12 条、第 15 条第 1 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。~~

および第 8 条(『手続要覧』第 89 ページ)

### 第 8 第 7 条 会合

~~第 1 節—例会。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]~~

(e) 例外。第 7 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。ただし、クラブは少なくとも月に 2 回、例会を行わなければならない。

および第 12 条(『手続要覧』第 92 ページ)

~~第 12 第 11 条 出席 [本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]~~

第 6 節—例外。第 11 条に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

および第 15 条(『手続要覧』第 95 ページ)

### 第 15 第 14 条 会員身分の存続

~~第 4 節—終結—欠席。[本節の規定への例外は第 7 条を参照のこと]~~

(c)例外。第 14 条第 4 節に従わない規定または要件を細則に含めることができる。そのような規定または要件は、本定款の上記の節の規定または要件に優先する。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 制定案 19-35

欠席のメータアップに関する規定を改正する件

提案者： Cloquet ロータリークラブ(米国、第 5580 地区)  
承認者： 第 5580 地区大会(米国、Minnesota、Tower)にて承認  
(2017 年 4 月 26～28 日)

標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 91 ページ)。

### 第 12 条 出席 [本条の規定への例外は第 7 条を参照のこと]

第 1 節— 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加すべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも 60 パーセントに直接またはオンラインのつながりを使って出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、クラブのウェブサイト上に例会が掲載されてから 1 週間以内にその例会に参加するか、または、次のような方法で欠席をメータアップしなければならない。

(a) ~~例会の前後 14 日間。~~ 同年度内。 ~~例会の定例の時の前 14 日または後 14 日~~ 同年度以内に

- (1)他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも 60 パーセントに出席すること。または、
- (2)ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータリー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。  
または、
- (3)RI 国際大会、規定審議会、国際協議会、RI 元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI 元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI 理事会または RI 理事会を代行する RI 会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RI の委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI 理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4)他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5)理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6)理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7)クラブのウェブサイトを通じて、平均 30 分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

会員が 14 日以上にわたり海外で旅行している場合、会員が旅行中他国で他クラブあるいは衛星クラブの例会に出席するならば、メータアップ期間に拘束されない。このよ

~~うな出席は、会員の海外旅行中欠席した例会のメータアップとして有効とみなされる。~~

(本文終わり)

## 制定案 19-37

クラブの会員身分に関する規定を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 23～24 ページ)。

### 第 4 条 クラブの会員身分

#### 1.060.公職

~~一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

#### 4.080.RI の職員

~~クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。~~

また、標準ロータリークラブ定款を次のように改正する(『手続要覧』第 90 ページ)。

### 第 10 条 会員身分

~~第 7 節—公職に就いている人。一定の任期の間選挙または任命によつて公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとする。この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持つた公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

~~第 8 節—RI の職員。本クラブは、RI に雇用されている人を会員として保持できる。~~

(本文終わり)

## 制定案 19-39

クラブの構成を改正し職業分類の制限を廃止する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 14 ページ)。

### 第 5 条 会員

第 2 節—クラブの構成。

- (a)クラブは、善良さ、高潔さ、リーダーシップを身をもって示し、事業、専門職務、職業上および(または)地域社会でよい評判を受けており、地域社会および(または)世界において奉仕する意欲のある成人によって構成されるものとする。

上記に加え、

以上いずれの場合も、その事業場、またはその住居がそのクラブの所在地域内、もしくはその周辺地域にあること。クラブの所在地域外、もしくはその周辺地域外へ移転する会員は、理事会が承認し、さらに同会員がクラブ会員身分のすべての条件を引き続き満たしている場合、その会員身分を保持できる。

- (b)各クラブは、一事業、一専門職務、一職業、または一種類の社会奉仕、またはその他の職業分類に偏らないバランスの取れた会員構成を有しなければならない。5名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントを超えない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員、または理事会によって定義されたローターアクトまたはロータリー学友の職業分類は、正会員として選ばれることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合、クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。

さらに、国際ロータリー細則第 2 条を次のように改正する(『手続要覧』第 19 ページ)。

### 第 2 条 国際ロータリーの加盟会員

#### 2.020.クラブの所在地域

新クラブの結成に必要な最低数の職業分類が存在する RI 定款第 5 条第 2 節の要件を満たす地域がある場合、そこに 1 つのクラブを結成することができる。1 つ以上のクラブが既に存在するその同じ地域にも、クラブを結成することができる。参加型の活動をするクラブの所在地域は、全世界とするか、または、クラブ理事会の決定通りとするものとする。

さらに、第 4 条を次のように改正する(『手続要覧』第 22～23 ページ)。

### 第 4 条 クラブの会員身分

#### 4.030.移籍ロータリアンまたは元ロータリアン

会員は、移籍会員または元クラブ会員を正会員に推薦することができる。正会員として推薦された移籍会員または元クラブ会員は、元クラブによって推薦されることもできる。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員の職業分類は、正会員に選ばれることを妨げるものであってはならない。他のクラブに対して負債がある場合、この候補者はクラブへの入会資格がない。元会員を入会させたいと望むクラブには、未納金は一切ない旨記したその会員候補者の元クラブからの書面による証拠を提出するよう、本人に要求するものとする。移籍ロータリアンおよび元ロータリアンの正会員としての入会には、転入先のクラブが、当該会員がかつて所属していたクラブの理事会から、同会員がそのクラブの会員であったとの証明を受理することを条件とするものである。クラブはほかのクラブから要請があった場合、ほかのクラブの会員候補者として考慮されている現会員または元会員が、未納金を負っているかどうかを記しか文書を提供するものとする。要請から 30 日以内にそのような文書が提供されなかった場合、当該会員はそのクラブに対して金銭的債務がないと見なされるものとする。

#### 4.060.公職

一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下にクラブの正会員となる資格を有しないものとするその公職に在任中、以前の職業分類を保持することができる。~~この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 71 ページ)。

### 第 16 条 地区

#### 16.070.ガバナーノミニーの資格条件

理事会によって特に許可されない限り、選出の時点で、次の資格条件に適合していなければガバナーノミニーに選ばれることはない。

#### 16.070.2.完全に会員資格を有する者

会員規定の厳格な適用に照らして、完全に会員資格を有する者でなければならない。そしてその職業分類の正当性が疑問の余地のないものでなければならない。

また、標準ロータリークラブ定款第 10 条を次のように改正する(『手続要覧』第 90 ページ)。

### 第 10 条 会員身分 [本条の第 2 節および 4~8 節への例外は第 9 条を参照のこと]

**第 7 節—公職に就いている人。**一定の任期の間選挙または任命によって公職にある者は、当該公職の職業分類の下に本クラブの正会員となる資格を有しないものとするその公職に在任中、以前の職業分類を保持することができる。~~この制約は、学校、大学その他の教育施設に奉職する者、または裁判官に選出もしくは任命された者には適用されない。会員で一定の任期を持った公職に選出もしくは任命された者は、その~~

~~公職に在任中、以前の職業分類の下に、引き続き会員としての身分を保持することができる。~~

さらに、第 11 条を次のように改正する(『手続要覧』第 90 ページ)。

## **第 11 条 職業分類クラブの会員構成**

### **第 1 節 一般規定。**

- (a) ~~主な活動。各会員は、その事業、専門職務、職業、または社会奉仕の種類に従って分類されるものとする。職業分類は本人の所属する会社、企業、団体の主要かつ一般世間がそのように認めている事業活動を示すものか、本人の主たるかつまた一般世間がそのように認めている事業または専門職務を示すものか、本人の社会奉仕活動の種類を示すものでなければならない。理事会は、会員が役職、専門職務、または職業を変更する場合、会員の職業分類を修正することができる。~~
- (b) ~~是正または修正。理事会は、正当な理由がある場合、在籍中の会員の職業分類を是正または修正することができる。是正または修正の提案については、当該会員に対して然るべき予告が与えられ、その会員には、これに対して聴聞の機会が与えられなければならない。~~

~~**第 2 節 制限。**5 名またはそれ以上の正会員がいる職業分類からは、正会員を選出してはならない。ただし、会員数が 51 名以上のクラブの場合は、同一職業分類に属する正会員がクラブ正会員の 10 パーセントより多くなならない限り、その職業分類の下に正会員を選出することができる。引退した会員は、その職業分類に属する会員総数に含めないものとする。選出によってクラブ会員数が職業分類の制限を一時的に超えることになっても、クラブの移籍会員または元クラブ会員またはローターアクターあるいは RI 理事会によして定義されたロータリー学友の職業分類は、正会員に選出されることを妨げるものであってはならない。会員が職業分類を変更した場合クラブは、これらの制限にかかわらず、同会員の会員身分を新しい職業分類の下で継続することができる。~~

~~**第 2 節 クラブ会員基盤の多様化を推進する手段としてのクラブ会員構成。**このクラブの会員基盤は、年齢、性別、および民族的な多様性を含め、地域社会の事業、専門職務、職業、および市民組織の多様性を表すものであるべきである。~~

さらに、第 15 条を次のように改正する(『手続要覧』第 94~95 ページ)。

## **第 15 条 会員身分の存続**

### **第 2 節 自動的終結。**

- (b) ~~再入会。会員の会員身分が本節(a)項の規定によって終結した場合、終結時におけるその会員の身分が瑕疵なきものであれば、同人は、同じ職業分類または別の職業分類事業、専門職務、職業、社会奉仕、またはその他の職業分類の下に、新たに入会申込をすることができる。~~

### **第 3 節 終結 会費不払。**

- (b) ~~復帰。理事会は、その嘆願がありかつクラブに対する同人のすべての負債が完済されれば、元会員を会員身分に復帰させることができる。しかしながら、同人の以前の職業分類が本定款の第 11 条第 2 節に適していない場合は、いかなる元~~

会員も正会員に復帰させることはできない。

**第5節 他~~の~~原因による終結。**

~~(C)職業分類の充填。本節の規定によって理事会が正会員の会員身分を終結した  
場合、もし提訴があれば、これに対する聴聞の期限が切れて本クラブの決定また  
は仲裁人の決定が発表されるまでは、本クラブは、当該会員の持っていた職業  
分類の下に新しい会員を選挙してはならない。ただし、たとえ終結に凹する理事  
会の決定が覆されても、新会員の入会によ、こて同一職業分類に属する会員の制  
限を超えない場合はこの限りではない。~~

(本文終わり)



## 制定案 19-40 号

会長エレクト の空席を埋める手順を改正する件

提案者： 第 6040 地区(米国)  
第 6080 地区(米国)  
承認者： 第 6040 地区大会(米国、Missouri、Kansas City)にて承認  
(2017 年 10 月 28 日)  
第 6080 地区大会(米国、Missouri、Lake Ozark)にて承認  
(2017 年 10 月 28～29 日)

国際ロータリー細則第 6 条を次のように改正する(『手続要覧』第 28～29 ページ)。

### 第 6 条 役員

#### 6.080.会長エレクト の空席

##### 6.080.1.次期国際大会前の空席

~~次の国際大会の閉会前に会長エレクトに空席が生じた場合、会長指名委員会は、かかる会長エレクトが会長を務めるはずであったロータリー年度の会長ノミニーを改めて選出しなければならない。このような選出は、できるだけ早く、定例委員会か緊急委員会において行わなければならない。このような会議を開くことができない場合は、郵便投票または他の迅速な通信手段によって選出を行うことができる。~~

##### 6.080.2.指名委員会手続による空席の補充

~~指名委員会は、第 12.050.節と第 12.060.節に従って既に選出した会長ノミニーを、繰り上げて指名することができる。このような場合、委員会は、会長エレクトの役職のために改めてノミニーを選出しなければならない。~~

##### 6.080.3.空席を補充するに当たっての会長の任務

~~会長エレクトに生じた空席を補充するための指名手続は、会長が決定するものとする。その手続には、クラブに送付すべき委員会の報告およびクラブによる指名に関する規定が含まれていなければならない。その規定は、時間的に可能な限り、第 12.060.節、第 12.070.節、第 12.080.節に従ったものでなければならない。空席の生じた時期が国際大会に近すぎて、大会に先立ち、委員会の報告を全クラブに郵送し、クラブが対抗候補者を指名する時間的余裕がない場合、事務総長は、可能な範囲内で委員会の報告に関する通知を行うものとし、また国際大会の議場におけるクラブ代議員による対抗候補者の指名が許されるものとする。~~

##### 6.080.1.理事会による後任会長エレクトの選出

何らかの理由で会長エレクトの役職が空席となった場合、理事会は会長エレクトが指名委員会によって選出された当時の指名委員会によって検討された候補者の中から、後任会長エレクトを選出するものとする。理事会はこの空席を 1 カ月以内に埋める必要がある。

#### 6.080.4.6.080.2.就任直前の空席

国際大会の閉会と、その直後の会長就任との間に生じた会長エレクトの空席は、7月1日に空位になっているものとみなし、第6.070.節に従って補充するものとする。

#### 6.080.5.6.080.3.空席に関する不測の事態

本節に規定されていないような不測の事態が起こった場合、会長が、取るべき手続を決定するものとする。

さらに、第12条を次のように改正する(『手続要覧』第53ページ)。

### 第12条 会長の指名と選挙

#### 12.090.国際大会で行われる指名

##### 12.090.2.会長エレクトの空席

会長エレクトに空席が生じた場合、事務総長は、その空席を埋めるために指名される者の氏名選挙のため国際大会に提出するものとする。指名される前には、指名委員会が指名した者およびクラブが正式に指名した対抗候補者が含まれる。事情により必要な場合は、第12.080.節の定めるところにより、国際大会の議場においてクラブ代議員が対抗候補者を指名することができる。

(本文終わり)

## 制定案 19-41

会長ノミニーの選出の規則を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 51 ページ)。

### 第 12 条 会長の指名と選挙

#### 12.050.委員会による指名

##### 12.050.1.最適任のロータリアン

委員会は、会合を開き、会長を務める意思があることを表明した元理事のリストの中から、居住国に関わらず、職務に当たるべき人物として求め得る最適任のロータリアンを指名するものとする。ただし、委員会は同じ居住国からの候補者を 2 年連続で指名しないものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-43

理事指名委員会の会合期間を 15 日間延長する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 57～58 ページ)。

### 第 13 条 理事の指名と選挙

13.020.指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

#### 13.020.13.招集者、会合の日時と場所、議長の選挙

理事と補欠が指名される年度の前の年度の 6 月 15 日までに、理事会は委員会委員の中から指名委員会の招集者を指名しなければならない。理事会は、会合を開くべき場所を指定しなければならない。このような会合は、理事会から別段の許可がない限り、次の 9 月 15 日から 30 日 10 月 15 日までの間に開かなければならない。委員会はその会合の際、委員の 1 人を議長に選ばなければならない。

#### 13.020.18.委員会の選出報告

委員会がゾーンから理事と補欠を指名するに当たっては、委員会会合後 10 日以内に事務総長にその報告を提出しなければならない。10 月 ~~15~~30 日までに、事務総長は指名委員会の選出についてゾーンまたはセクション内の全クラブに通知しなければならない。

(本文終わり)

## 制定案 19-45

理事指名委員会の委員と補欠委員の選出手順を改正する件

提案者： Boot11bay Harbor ロータリークラブ(米国、第 7780 地区)

承認者： 第 7780 地区大会(米国、Maine、Rockland)にて承認  
(2017 年 5 月 19～21 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 56～57 ページ)。

### 第 13 条 理事の指名と選挙

#### 13.020.指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

##### 13.020.4 選挙

第 13.020.9.項、と第 13.020.10.項、第 13.020.11.項、および第 13.020.12 項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。

##### 13.020.9 指名委員会手続による委員の選出

指名委員会の委員と補欠委員は、指名委員会の手続によって選出できる。指名委員会手続は、対抗候補者またはその結果としての選挙を含め、指名が予定されている年の前年に実施され、完了するものとする。指名委員会手続は、本節の規定に矛盾しない限り、第 14.020.2.項に定める地区ガバナー指名委員会の手続きに準拠するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

##### 13.020.10 指名委員会委員の選出方法を採択できなかった場合

指名委員会の委員と補欠委員を指名委員会手続により選出することを選択したが、指名委員の選出方法を採択できなかった地区は、地区内クラブの会員であり、委員を務める意思があり、実際に務めを果たすことのできるすべてのバストガバナーを指名委員会に起用するものとする。委員の候補者は指名委員会の委員となる資格がないものとする。

-

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 制定案 19-49

ガバナーノミニーの投票権に関する規定を改正する件

**提案者:** Madras ロータリークラブ(インド、第 3232 地区)  
**承認者:** 第 3232 地区立法案検討会(インド、Tamil Nadu、Chennai)にて承認  
(2017 年 11 月 23 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 63 ページ)。

### 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

#### 14.040.郵便投票の書式

##### 14.040.1 クラブの投票

各クラブは少なくとも 1 票を投じる権利を有するものとする。会員数 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 票、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 票の割合で投票権を有するものとする。この会員数は、7 月 1 日付の投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。クラブが 2 票以上を投じる権利を有する場合、そのクラブはすべての票を同じ候補者に投じるものとする。クラブが票を投じる候補者の氏名は、クラブの幹事および会長が証し、所定の封筒に入れて封印した上で、ガバナーに送付するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-52

ガバナーの対抗候補者の指名および選出の期間を改正する件

**提案者:** Mumbai Aces ロータリーE クラブ(インド、第 3141 地区)  
**承認者:** 第 3141 地区郵便投票により承認  
(2017 年 11 月 27 日～12 月 27 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 63 ページ)。

### 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

#### 14.020.ガバナーの指名手続

##### 14.020.11.対抗候補者の指名

定められた期限までに有効な対抗候補者の指名を地区内のクラブからガバナーが受け取った場合、ガバナーはその期限から 7 日以内に、地区内の全クラブにその旨を通達するものとする。この対抗候補者の指名がガバナーの定める日まで 30 日間有効であるなら、この通達には、各対抗候補者の氏名とその資格条件、および対抗候補者を出し

たクラブとこれに同意しているクラブの名前が含まれ、候補者について郵便投票または地区大会で選ばれる旨が明記されるものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-53

ガバナーが任務を果たせなくなり、副ガバナーがいない場合には、バストガバナーのみがガバナーの任務を行う資格を有するものとするを要請する件

提案者： Mumbai Andheri ロータリークラブ(インド、第 3141 地区)  
承認者： 第 3141 地区郵便投票により承認  
(2017 年 11 月 27 日～12 月 27 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 29～30 ページ)。

### 第 6 条 役員

#### 6.120.ガバナーの空席

##### 6.120.2.理事と会長の権限

副ガバナーがいない場合、理事会は、残存任期中ガバナーの空席を埋めるために、資格条件を備えたロータリアンバストガバナー(同じ地区所属が好ましい)を選挙する権限を有するものとする。会長は、理事会によってその空席が補充されるまで資格条件を備えたロータリアンバストガバナー(同じ地区所属が好ましい)を、アクティングガバナー(臨時のガバナー)として任命することができる。

##### 6.120.3.ガバナーの一時的任務遂行不能

副ガバナーがおらず、ガバナーが一時的にその任務を執り行うことができない場合、会長は資格条件を備えたロータリアンバストガバナー(同じ地区所属が好ましい)をアクティングガバナー(臨時のガバナー)として任命することができる。

(本文終わり)



## 制定案 19-54

地区レベルでのクラブ投票の規定を修正する件

提案者： 第 9125 地区(ナイジェリア)  
承認者： 第 9125 地区郵便投票により承認  
(2017 年 12 月 9～20 日)

国際ロータリー細則第 13 条を次のように改正する

(『手続要覧』第 55 ページ)。

### 第 13 条 理事の指名と選挙

#### 13.020.指名委員会手続による理事ノミニーと補欠の選出

##### 13.020.4.選挙

第 13.020.9.項と第 13.020.10.項に規定されている場合を除き、指名委員会の委員と補欠委員は、指名が予定されている年の前年の地区大会で選挙されるものとする。  
理事指名委員会の委員と補欠委員の選挙での地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

さらに、第 14 条を次のように改正する(『手続要覧』第 61 ページ)。

### 第 14 条 ガバナーの指名と選挙

#### 14.020.ガバナーの指名手続

##### 14.020.1.ガバナーノミニーの選出方法

RIBI 内の地区を除き、地区は、ここに規定されている指名委員会の手続き、あるいは第 14.030 節および第 14.040 節に規定されている郵便投票、あるいはその代わりに、第 14.020.13.項に規定されている地区大会のいずれかの方法によって、ガバナーノミニーを選出するものとする。その選択は、出席し、投票しているクラブの選挙人の過半数票によって地区大会で採択された決議案によって決定されるものとする。ガバナーノミニーの選挙での地区投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

さらに、第 16 条を次のように改正する(『手続要覧』第 69 ページ)。

### 第 16 条地区

#### 16.050.地区大会および地区立法案検討会での投票

##### 16.050.1.選挙人

地区内の各クラブは少なくとも 1 名の選挙人を選び、それを証明し、そしてこれをその

地区の年次地区大会および地区立法案検討会(開催される場合)に送るものとする。会員数が 25 名を超えるクラブは、25 名ごとに 1 名、または端数が 13 名以上の場合、さらに 1 名の割合で選挙人を送る権利を有する。つまり、会員数が 37 名までのクラブは 1 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 38 名から 62 名までのクラブは 2 人の選挙人を持つ資格を有し、会員数が 63 名から 87 名までのクラブは 3 人の選挙人を持つ資格を有する、というようになる。この会員数は、投票の行われる期日に先立つ、直前のクラブ請求書の期日における会員数に基づくものとする。ただし、RI の加盟会員としての資格が停止されているいかなるクラブも、投票に参加する権利がないものとする。各選挙人はそのクラブの会員でなければならない。選挙人が 1 票を投じるためには地区大会または地区立法案検討会に出席するものとする。地区大会での選挙人による投票にクラブが参加するには、クラブは投票を行うロータリー年度の承認された地区資金を支払い済であるものとし、地区に負債がないものとする。クラブの財政状態はガバナーが判断する。

(本文終わり)

## 制定案 19-55

RIBI 内のクラブによる指名と選挙の方法を改正する件

提案者： RIBI 審議会(英国)

承認者： RIBI 審議会(英国、Grener、Manchester、Manchester)にて承認  
(2017 年 4 月)

国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 12 条(『手続要覧』第 49 ページ)

### 第 12 条 会長の指名と選挙

#### 12.020.会長指名委員会

##### 12.020.2.RIBI からの委員

ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーン内の委員 1 名は、RIBI 審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、RIBI 内のすべてのクラブによって選挙されるものとする。このような委員の指名は、RIBI の幹事が事務総長に対して書面で証するものとする。

さらに第 13 条を次のように改正する(『手続要覧』第 55 ページ)。

### 第 13 条理事の指名と選挙

#### 13.010.ゾーン制の理事の指名

理事の指名は、以下に定めるところにより、ゾーンによってこれを行う。

##### 13.010.7.RIBI のゾーンからの理事

ゾーン全体が RIBI 内にあるゾーンや、ゾーンの 1 セクションが RIBI 内にあるセクションの理事 1 名は、そのゾーン内またはゾーンのセクション内にあるクラブによって RIBI 内のすべてのクラブによって、RIBI 審議会の定める方法および時期で郵便投票を行い、指名されるものとする。このようなノミニーの指名は RIBI の幹事から事務総長に書式で証されるものとする。

(本文終わり)

(訳者注:現行の細則 13.010.7.項の訳で「選挙される」となっておりますが、正しくは「指名される」となります。次回改訂にて訂正させていただきます。)

## 制定案 19-57

地区の年次財務表の提出期限を延長する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 70～71 ページ)。

### 第 16 条 地区

#### 16.060.地区の財務

##### 16.060.4.地区の年次財務表および報告書

ガバナーを務めてから 1 年以内に、直前ガバナーは、ガバナーとしての年度終了後 3 ヶ月以内に地区内全クラブに対し、独立検査を受けた地区の年次財務表および報告書を提出しなければならない。直前ガバナーは、この年次財務表および報告書を地区の会合に提出の上、これを討議に付し、採択を受けなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が 1 名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを 30 日前に予告した会合でなければならない。あるいは、ガバナーとしての任期終了後 1 年以内に、直前ガバナーはガバナーに、財務表および報告書の採択のために郵便投票の実施を依頼することができる。財務表および報告書は、郵便投票の 30 日以上前に送付するものとする。ガバナーはこの手続きを、直前ガバナーの要請を受けてから 30 日以内に開始するものとする。

この財務表および報告書の検査は、地区大会により決定された通りに、資格を備えた会計士あるいは地区監査委員会のいずれかが行うことができるものとする。地区監査委員会による検査を行うが選ばれた場合、委員会は、

- (a)少なくとも 3 人の委員から構成されなければならない。
- (b)すべての委員は正会員でなければならない委員は地区が定めた手続きに従い

選出されなければならない。

(c)少なくとも1名は、元ガバナーもしくは監査の経験を有する人物財務知識を有する独立した人物でなくては含まなければならない。

(d)ガバナー、財務長、地区銀行口座の署名人、財務委員会の委員はがその就任年度に監査委員会に携わること含まれを認めない。

この年次財務表および報告書の詳細は、次の項目を含むものとするが、これらに限定されるものではない。

(a)地区のすべての資金源(RI、ロータリー財団、地区およびクラブ)。

(b)募金活動によって地区が得た、または地区に代わり受領した資金。

(c)ロータリー財団から受領した補助金、または地区が使用すべく指定されたロータリー財団の資金。

(d)すべての地区委員会の金銭的取引。

(e)地区による、または地区に代わってガバナーが行ったすべての金銭的取引。

(f)地区資金のすべての支出。

(g)RI からガバナーが受け取ったすべての資金。

~~この年次財務表および報告書は、次の地区の会合に提出の上、討議に付され、採択されなければならない。この地区の会合は、地区内すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があるものでなければならないし、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければならない。このような地区会合が開催されない場合、年次財務表および報告書は、次の地区大会に提出の上、討議に付され、採択されるものとする。提出された財務表が採択されなかった場合、その地区大会の終了から3ヵ月以内に、次の地区の会合において討議に付され、採択されるものとする。その会合は、すべてのクラブから代表者が1名出席する権利があり、また、地区の財務表および報告書が提出されるということを30日前に予告した会合でなければならない。そのような地区会合が開催されない場合、ガバナーが60日以内に郵便投票を実施するものとする。~~

(本文終わり)

## 制定案 19-58

地区立法案検討会の招集に関する手続きを改正する件

提案者: 第 2640 地区(日本)

承認者: 第 2640 地区大会(日本、和歌山県、和歌山市)にて承認  
(2017 年 11 月 4 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 68 ページ)。

### 第 16 条 地区

#### 16.040.地区大会および地区立法案検討会

##### 16.040.1.時と場所

ガバナーと地区内クラブ過半数の会長の合意によって定められる時および場所において、地区内ロータリアンの大会を毎年開催するものとする。地区大会の開催日程は、地区研修・協議会、国際協議会、または国際大会の日程と重ならないようにするものとする。RI 理事会は、2 つ以上の地区が合同で大会を開催することを認可できる。また、地区はガバナーが決定した時と場所で地区立法案検討会を開催することができるが、その場合は、21 日前までに地区内のすべてのクラブに明確な通知を行うことを条件とする。地区内クラブの過半数以上のクラブが、目的である事項を示して地区立法案検討会を招集する請求をガバナーに提出したときは、ガバナーは請求のあった日から 8 週間以内に、地区立法案検討会を開催しなければならない。

(本文終わり)

## 制定案 19-61

理事会の任務を改正する件

**提案者：** 第 2740 地区(日本)  
第 2840 地区(日本)  
**承認者：** 第 2740 地区大会(日本、佐賀県、佐賀市)にて承認  
(2017 年 11 月 18 日)  
第 2840 地区大会(日本、群馬県、高崎市)にて承認  
(2017 年 11 月 19 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 24 ページ)。

### 第 5 条 理事会

#### 5.010.理事会の任務

理事会は、RI の目的の推進、ロータリーの目的の達成、ロータリーの基本原則の研究と教育、ロータリーの理念、倫理および組織の特質の保存、ならびにロータリーを全世界に拡大する目的のために必要なあらゆることを行う義務を負うものとする。RI 定款の第 3 条の目的を果たすため、理事会は戦略計画を採択するものとする。理事会は、各ゾーンでの RI 戦略計画の実行を監督するものとする。理事会は、規定審議会の各会合で戦略計画の進捗について報告しなければならない。各理事は、自分のゾーンの会員、および交互に理事が選出されるもう一方のゾーン／組み合わせられたゾーンの会員に対して、理事会の決定や理事としての活動について定期的に報告するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-62

事務総長は国際ロータリーの最高経営責任者であると規定する件

提案者: 第 5190 地区(米国)  
承認者: 第 5190 地区郵便投票により承認  
(2017 年 12 月 11～27 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 28 ページ)。

### 第 6 条 役員

#### 6.140.役員の仕事

##### 6.140.3.事務総長

事務総長は、RI の最高執行経営責任者とする。最高執行経営責任者である事務総長は、理事会の指示監督の下に RI の日々の管理に責任を負う。事務総長は、RI の財務運営を含め、方針の実施、運営、管理について会長と理事会に責任を負うものとする。事務総長はまた、理事会によって定められた方針をロータリアンおよびクラブに知らせるものとする。事務総長は、RI 事務局職員の監督に単独で責任を負うものとする。事務総長は、理事会に対して年次報告を行うものとし、その報告は、理事会の承認を経た上で、年次国際大会に提出しなければならない。事務総長は、理事会の要求する金額の契約履行保証をもって、誠実な任務の遂行を誓約するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-63

地区の境界の変更が効力をもつまでの遅延期間を廃止する件

提案者： Maryville ロータリークラブ(米国、第 6780 地区)  
承認者： 第 6780 地区郵便投票により承認  
(2017 年 9 月 25 日～10 月 16 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 67 ページ)。

### 第 16 条 地区

#### 16.010.創設

理事会はクラブを地区に分類する権限を有する。会長は、地区の一覧表をそれら地区の各境界とともに公表するものとする。このような決定は、理事会の指示によるものとする。理事会は、参加型の活動を実施しているクラブをいかなる地区にも割り当てることができる。

#### 16.010.1 境界の廃止と変更

理事会は、クラブ数が 100 を上回る地区、あるいはロータリアンの数が 1,100 名未満の地区の境界を、廃止あるいは変更することができ、そのような変更と同時に、理事会はその地区のクラブを隣接地区に編入させることができる。理事会はまた、そうした地区をほかの地区と統合、または分割できる。関係地区内クラブの過半数の反対がある場合は、前述以外のいかなる地区の境界も変更してはならない。理事会は、関係地区のガバナーおよびクラブに相談し、これらのガバナーおよびクラブが、提案されている変更や合併に対して要望事項を提出する然るべき機会が与えられた後に初めて、地区の境界を廃止あるいは変更することができる。理事会は、地理的境界、地区発展の可能性ならびに文化、経済、言語およびその他該当する要素を考慮するものとする。地区の境界を廃止あるいは変更する理事会決定は、少なくとも 2 年間効力をもたないものとする。理事会は、新たに編成される地区や統合される地区における運営管理、指導者構成、代表選出の手続を規定するものとする。

(本文終わり)



## 制定案 19-66

RI 細則から機関雑誌の名称を削除する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 81 ページ)。

### 第 21 条機関雑誌

#### 21.010.機関雑誌出版の権限

理事会は、RI の機関雑誌発行の責任を負うものとする。機関雑誌は、理事会が認可する幾つかの異なった版で出版されるものとする。そのうち、基本的な版は英語で出版されるものとし、これをザ・ロータリアン誌と称する。機関雑誌の目的は RI の目的とロータリーの目的の推進について理事会を助ける媒体としての役割を果たすことである。

(本文終わり)

## 制定案 19-70

クラブの加盟終結に関する規定を改正する件

提案者: 第 1760 地区(フランス)

承認者: 第 1760 地区大会(フランス、Mazan)にて承認  
(2017 年 6 月 24 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 21 ページ)。

### 第 3 条 RI 脱会、加盟停止、または加盟の終結

#### 3.030.クラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

##### 3.030.3.会員の不足による終結

会員数が 6 名未満となったクラブは、ガバナーの要請により理事会がそのクラブを終結させることができる。

(本文終わり)

## 制定案 19-72

ローターアクトクラブに RI 加盟を認める件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する。(『手続要覧』第 13 ページ)

### 第 1 条 定義

本条の語句は、国際ロータリー定款細則で使われる場合、他に明確に規定されない限り、次の意味を持つものとする。

- 1.理事会: 国際ロータリー理事会
- 2.クラブ: ロータリークラブ
- 3.ガバナー: ロータリー地区ガバナー
- 3.4.会員: 名誉会員以外のロータリークラブ会員
- 4.年度: ~~7月1日に始まる12ヵ月間~~
- 5.RI: 国際ロータリー
- 6.ガバナー: ~~ロータリー地区ガバナー~~
- 6.ローターアクトクラブ: 若い成人のクラブ
- 7.ローターアクター: ローターアクトクラブの会員
- 8.年度: 7月1日に始まる12ヵ月間

さらに、第 2 条を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

### 第 2 条 名称および性格

本組織体の名称は国際ロータリーとする。RI は全世界のロータリークラブおよびローターアクトクラブの連合体である。

さらに、第 3 条を次のように改正する(『手続要覧』第 13 ページ)。

### 第 3 条 RI の目的

RI の目的は次の通りである。

- (a)ロータリーの目的を推進するようなプログラムや活動を追求している RI加盟クラブ、ローターアクトクラブ、と RI 地区を支援すること。
- (b)全世界にわたって、ロータリーを奨励し、助長し、拡大し、管理すること。
- (c)RI の活動を調整し、全般的にこれを指導すること。

さらに、第 5 条を次のように改正する(『手続要覧』第 13～14 ページ)。

### 第 5 条 会員

第 1 節—構成。RI の会員は、本定款および細則に定められた義務をたゆまず遂行する クラブおよびローターアクトクラブをもって構成されるものとする。

第 2 節—クラブの構成

- (d)「クラブ」という語が不穏当な意味を持つ国々のクラブまたはローターアクトクラブ

は、RI 理事会の承認を得れば、名称にクラブという語を使う義務はない。

**第 3 節—ローターアクトクラブの構成。**ローターアクトクラブは、理事会により定められた通りにローターアクターにより構成されるものとする。

**第 34 節—定款および細則の承認。**RI 加盟認証状を与えられ、これを受理したクラブおよびローターアクトクラブは、すべて、それによって本定款と RI 細則ならびにその改正規定を受諾し、承認し、法律に反しない限り、万事これによって拘束され、それらの規定を忠実に順守することを承諾するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

さらに、第 8 条を次のように改正する(『手続要覧』第 15 ページ)。

## 第 8 条 管理

**第 3 節—ローターアクトクラブの管理は、理事会による一般的監督の下、もしくは理事会が定めるその他の監督の下で行われるものとする。**

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

さらに、第 11 条を次のように改正する(『手続要覧』第 17 ページ)。

## 第 11 条 会費

各クラブおよびローターアクトクラブは半年ごと、あるいは理事会により定められたほかの期日に、RI 人頭分担金を納付するものとする。

さらに、第 13 条を次のように改正する(『手続要覧』第 17 ページ)。

## 第 13 条 会員の称号と徽章

**第 3 節—ローターアクト会員。**ローターアクトクラブの全会員は、ローターアクターとして認められ、ローターアクトの徽章、バッジ、またはその他の記章を着用する権利を与えられるものとする。

さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

(『手続要覧』第 19 ページ)。

## 第 1 条定義

本条の語句は、本細則で使われる場合、他に明確に規定がない限り、次の意味を持つものとする。

- |         |                           |
|---------|---------------------------|
| 1.理事会:  | 国際ロータリー理事会                |
| 2.クラブ:  | ロータリークラブ                  |
| 3.組織規定: | 国際ロータリー定款・細則と標準ロータリークラブ定款 |
| 4.ガバナー: | ロータリー地区のガバナー              |
| 5.会員:   | 名誉会員以外のロータリークラブ会員         |

- 6.RI: 国際ロータリー  
7.RIBI: グレートブリテンおよびアイルランド内国際ロータリーという管理上の地域単位  
8.ローターアクトクラブ:若い成人のクラブ  
9.ローターアクター:ローターアクトクラブ会員  
8.10.衛星クラブ: 潜在的クラブ。その会員は、スポンサークラブの会員でもある。  
9.11.年度: 7月1日に始まる12ヵ月間

さらに第2条を次のように改正する(『手続要覧』第19ページ)。

## 第2条 国際ロータリーの加盟会員

### 2.010.RIへの加盟申請

クラブまたはローターアクトクラブのRIへの加盟申請書は理事会により定められた手続きに従って、理事会に提出するものとする。加盟申請書には、理事会が定める加盟金を添付しなければならない。加盟金は、米貨またはクラブの所在する国の通貨によるその相当額とする。加盟は、理事会が申請を承認した日をもってその効力を生ずる。

### 2.040.ローターアクトクラブによる標準定款の採用

標準ローターアクトクラブ定款は、理事会が作成するものとし、理事会が改正することができる。すべての加盟ローターアクトクラブは標準ローターアクトクラブ定款を採用するものとする。そのような改正は自動的に、各ローターアクトクラブの定款の一部となるものとする。

#### 2.040.1.理事会による標準ローターアクトクラブ定款の例外の承認

理事会は、RI定款・細則と矛盾しない限り、標準ローターアクトクラブ定款と一致しないローターアクトクラブ定款の規定を承認できる。そのような承認は、出席している理事会メンバーの3分の2の賛成を必要とし、その土地の法令および慣習、または特殊な事情に従うために必要な場合に限られるものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

さらに、第3条を次のように改正する(『手続要覧』第20～22ページ)。

## 第3条 RI脱会、加盟停止、または加盟の終結

### 3.010.クラブまたはローターアクトクラブのRI脱会

いずれのクラブまたはローターアクトクラブも、RIに対する金銭上およびその他の義務を果たしている限り、加盟から離脱することができる。理事会が脱会通告を受理したときは、その脱会は直ちに効力を生ずるものとし、そのクラブまたはローターアクトクラブの加盟認証状は事務総長に返還されなければならない。

### 3.030.クラブまたはローターアクトクラブを懲戒、加盟停止、または終結とする理事会の権限

#### 3.030.1.不払あるいは会員報告不履行による停止または終結

会費またはRIに対するその他の金銭的債務または承認されている地区資金への賦課金

の支払を怠ったクラブの加盟は、理事会においてこれを停止または終結させることができる。会費またはRIに対するその他の金銭的債務の支払を怠ったローターアクトクラブの加盟は、理事会においてこれを終結させることができる。また、期限までに会員の変更を報告しなかったクラブの加盟も、理事会においてこれを停止させることができる。

#### 3.030.2.機能の喪失による終結

何らかの理由により、クラブまたはローターアクトクラブが解体し、または例会を定期的に開かず、その他機能を遂行できなくなった場合は、理事会が、そのクラブまたはローターアクトクラブの加盟を終結させることができる。機能が遂行できなくなったことを理由として終結に踏み切る前に、理事会は、ガバナーに終結の事情に関する報告書の提出を要請するものとする。

#### 3.030.4.法的訴訟による終結

組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、クラブがRIまたはロータリー財団(理事、管理委員、役員、職員を含む)を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした場合、またはそのような訴訟を起こしたり訴訟を継続したりする会員がクラブにいる場合、理事会はそのクラブの加盟を停止または終結させることができる。組織規定文書に定められたあらゆる改善措置を講じる前に、ローターアクトクラブがRIまたはロータリー財団(理事、管理委員、役員、職員を含む)を相手に訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりした場合、またはそのような訴訟を起こしたり、訴訟を継続したりする会員がローターアクトクラブにいる場合、理事会はそのローターアクトクラブの加盟を終結させることができる。

#### 3.030.5.青少年保護に関する法の遵守を怠ったことによる加盟の停止または終結

理事会は、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するいかなる申し立てにも適切に対処することをお勧めする。ローターアクトクラブについて、その加盟を停止または終結させることができる。

#### 3.030.6.然るべき理由による懲戒

理事会は、然るべき理由がある場合には、クラブまたはローターアクトクラブを懲戒処分にすることができる。ただし、問責書およびこれに関する聴聞の時と場所の通知が、聴聞の行われる少なくとも30日前までに、そのクラブの会長および幹事に郵送されていなければならない。聴聞会には、当該地区のガバナー、またはそのガバナーにより選ばれたバスターガバナーが、地区が費用を負担して出席することができる。そのクラブまたはローターアクトクラブには、弁護士をその聴聞における自己の代理人とする権利が与えられるものとする。聴聞を行った後、理事会全員の多数決をもって、クラブまたはローターアクトクラブを懲戒もしくは加盟停止処分に付すか、または、全会一致をもって、クラブを除名することができる。

#### 3.030.7.加盟停止期間

理事会は、会費またはRIに対するその他の金銭的債務、または承認された地区資金への賦課金が全額支払われたと判断し九時点で、または、ロータリー財団から支給された資金を不正に使用したり、ロータリー財団の資金管理方針に違反した会員の会員身分を終結したと判断し九時点で、または、ロータリー関係の青少年プログラムと関連して、青少年保護に関する法に違反した会員に対するすべての申し立てに、クラブまたはが適切に対処したという証拠があると判断し九時点で、または、然るべき理由による懲戒

に至った問題が解決されたと判断し九時点で、加盟停止となっていたクラブまたはローターアクトクラブの加盟会員としての権利を復歸させるものとする。そのほかのあらゆる事態にも、加盟停止の原因が6ヵ月以内に改善されなかった場合には、理事会はそのクラブまたはローターアクトクラブを終結させるものとする。

#### 3.050.加盟が終結されたクラブまたはローターアクトクラブの権利の引き渡し

RIの名称、徽章その他の記章を使用する特典は、そのクラブまたはローターアクトクラブは、RIの財産に対する所有権を失うものとする。事務総長は、このような元クラブまたはローターアクトクラブの加盟認証状を回収するための措置を取るものとする。

さらに、第4条を次のように改正する(『手続要覧』第23～24ページ)。

### 第4条 クラブの会員身分

#### 4.060.ローターアクトクラブ会員

ローターアクトクラブは、理事会により定められた通りに若い成人により構成されるものとする。

#### 1.070.4.080.会員身分の制約

細則第2.030.節の規定にかかわらず、いかなるクラブまたはローターアクトクラブも、RI加盟年月日に関係なく、定款その他の規定によって、性別、人種、皮膚の色、信条、国籍、または性的指向に基づき会員身分を制約すること、もしくはRI定款または細則に明白に規定されていない会員身分の条件を課すことはできない。本細則本節の規定に反するクラブ定款またはローターアクトクラブ定款のいかなる規定、あるいは、その他のいかなる条件も無効とし、効力はないものとする。

#### 1.080.4.090.RIの職員

クラブまたはローターアクトクラブは、RIに雇用されている人を会員として保持できる。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

さらに第7条を次のように改正する(『手続要覧』第31ページ)。

### 第7条 規定審議会

#### 7.050.理事会での立法案の審査

理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての立法案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告し、可能であれば修正を提言するものとする。

#### 7.050.4.立法案の公表

事務総長は、規定審議会が開かれるロータリー年度の9月30日までに、定款細則委員会により審査、承認された趣旨および効果に関する提案者の声明文とともに、正規の手続きで提出されたすべての立法案の写しを、各地区ガバナー、規定審議会の全構成員、希望したクラブまたはローターアクトクラブの幹事に提供する。立法案は、ロータリーのウェブサイトからも人手できるようにしなければならない。

さらに、第16条を次のように改正する(『手続要覧』第72～73ページ)。

## 第16条 地区

### 16.090.ガバナーの任務

ガバナーは、その地区において、理事会の一般的な指揮、監督の下に職務を行う RI の役員である。ガバナーは地区内のクラブに対する指導および監督を行うこと、ロータリーの目的を推進する任務を課せられている。ガバナーは、地区およびクラブの指導者と協力し、理事会の提唱する地区リーダーシップ・プランへの参加を奨励すべきである。ガバナーは、地区内のクラブを啓発し、意欲を与えるものとする。さらにガバナーは、効果的なクラブを育成するために、元、現任、次期地区指導者と協力して、地区内に継続性を確保するものとする。ガバナーは、地区内において次の事項の責務を負うものとする。

- (a)新クラブの結成。
- (b)既存クラブの強化助成。
- (c)地区指導者およびクラブ会長と協力し、地区内各クラブのために現実的な会員増強目標を設定して、会員増強を推進すること。
- (d)プログラムへの参加と寄付に関してロータリー財団を支援すること。
- (e)クラブ間とローターアクトクラブ間およびクラブ、ローターアクトクラブ、とRIの間の良好な関係を促進すること。
- (f)地区大会を計画、主宰すること。会長エレクト研修セミナーおよび地区研修・協議会の計画・準備にあたるガバナーエレクトに協力すること。
- (g)年度を通じて個々のクラブの例会あるいは複数クラブ合同の例会への公式訪問を行うこと。その際には、以下の目的を果たすため、できる限りガバナーの出席が最大限の成果を生むような機会を選ぶ。
  - 1.ロータリーの重要な問題に焦点を当て関心を持たせる。
  - 2.弱体および問題のあるクラブに特別な関心を払う。
  - 3.ロータリアンの意欲をかきたて奉仕活動に参加させる。
  - 4.クラブの定款および細則が、組織規定を順守していることを確認する。規定審議会開催後は、特にこれを行う。
  - 5.顕著な貢献をし九地区内のロータリアンを、ガバナー自ら表彰する。
- (h)地区内の各クラブの会長、幹事に対して月信を発行すること。
- (i)会長または理事会の要請があれば、速やかに RI に報告を提出すること。
- (j)ガバナーエレクトに対して、選出後できる限り早く、国際協議会の前に、クラブの状況について詳細な情報を提供し、併せてクラブ強化策を提案すること。
- (k)地区における指名および選挙が、RI 定款と細則、および既定の RI の方針に則って確実に実施されるよう計らうこと。
- (l)地区内で運営されているロータリアンのグループ(友情交換、国際共同委員会、世界ネットワーク活動グループなど)の活動について定期的に尋ねること。
- (m)地区で保存すべき文書をガバナーエレクトに引き継ぐこと。
- (n)RI 役員としての職責に属するその他の任務を遂行すること。

さらに、第18条を次のように改正する(『手続要覧』第77~79ページ)。

## 第18条 財務事項

### 18.020.クラブ報告

毎年7月1日および1月1日、または理事会により定められたほかの期日に、各クラブまたはローターアクトクラブは、同日におけるそのクラブの会員数を、理事会により指定された方法で理事会に証明しなければならない。

## 18.030.会費

### 18.030.2.ローターアクトクラブの人頭分担保金

各ローターアクトクラブは、その会員のおのおのにつき、理事会により定められた通りに人頭分担保金を支払うものとする。

### 18.030.3.18.030.4.会費の返還または減免

理事会は、会費の中の適正と思われる部分をクラブまたはローターアクトクラブに返還することができる。所在地域が自然災害または同類の災害により重大な被害を受けたクラブまたはローターアクトクラブから要請があった場合、理事会は、そのクラブまたはローターアクトクラブの人頭分担保金を減免するか、支払いの猶予を認めることができる。

### 18.030.4.18.030.5.RIBIの支払う会費

RIBI内の各クラブまたはローターアクトクラブは、RIの代行者としての、RIBIを通じて第18.030.1.項の規定する人頭分担保金をRIに支払うものとする。RIBIは、第18.030.1.項に従って決定されたRI人頭分担保金の半分を保有し、その残りをRIに送金するものとする。

### 18.030.5.18.030.6.支払額の調整

ある国の通貨の平価が切り下げられて、その国のクラブおよびローターアクトクラブが、RIに対する債務を支弁するために、自国通貨を過剰に支払わなければならなくなった場合、理事会はその国のクラブが支払う金額を調整することができる。

## 18.040.支払時期

### 18.040.2.比例人頭分担保金

クラブ会員またはローターアクトクラブ会員に選ばれた会員のおのおのにつき、各クラブは、会費を支払う次の期間が始まるまで比例人頭分担保金を支払うものとする。会員となつてから丸1ヵ月ごとに支払うべき額は、人頭分担保金の12分の1とする。しかし、比例人頭分担保金は、第4.030節に記載されている通り、移籍会員あるいは他クラブまたは他ローターアクトクラブの元会員のためにクラブまたはローターアクトクラブが支払うことはないものとする。比例人頭分担保金は7月1日と1月1日または理事会により定められたほかの期日に支払うものとする。この人頭分担保金は、規定審議会だけが変更できる。

### 18.040.3.通貨

会費は米国通貨をもってRIに支払われるものとする。しかしながら、米国通貨をもってクラブまたはローターアクトクラブが会費を支払うことが不可能であるか、実際的でない場合は、理事会は、他の通貨による支払を認可することができる。理事会はまた、非常事態のためそうすることが適切である場合は、会費支払時期の繰り延べを許容することができる。

### 18.040.4.新クラブ

クラブまたはローターアクトクラブは、加盟が承認され九日付後の、第18.040.1.項に基づく



人頭分担金の支払期日まで、会費支払の義務を課せられないものとする。

#### 18.050.予算

##### 18.050.5.RI の年間予算の公表

第 18.050.1 項の規定に従って採択した RI 予算は、理事会が決定した書式で出版し、各ロータリー年度の 9 月 30 日までに全ロータリークラブおよびローターアクトクラブに周知させるものとする。

#### 18.080.報告

会計年度終了後の 12 月末までに、事務総長は、監査済みの年次報告を公表するものとする。この報告には、会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事に弁済されたすべての経費、ならびに会長、会長エレクト、会長ノミニー、各理事の代わりに支払われたすべての経費が、役職ごとに明記されるものとする。なお、この報告には、会長室に支払われたかたすべての経費、および会長室の代わりに支払われたすべての経費を明記するものとする。この報告書にはさらに、理事会、RI 年次国際大会、事務局の主要な各管理運営部門の費用を含めるものとする。第 18.050 土項に従って採択した予算、また必要であれば第 18.050.2.項に従って改定した予算と各費目を比較した報告書を添付するものとする。支出が、それぞれの部門で、承認された予算と 10 パーセント以上異なるときは、報告書に詳細な情報と事情を記述するものとする。この報告書は、RI の現および元役員それぞれに配布されるものとする。クラブまたはローターアクトクラブは請求すればこの報告書を手に入れるものとする。規定審議会の直前の年の監査報告は、審議会開会の少なくとも 30 日前までに事務総長から審議会議員に郵送するものとする。

さらに、第 19 条を次のように改正する(『手続要覧』第 80 ページ)。

### 第 19 条 名称と徽章

#### 19.010.RI の知的所有権の保全

理事会は RI の徽章、バッジその他の記章をもっぱら全ロータリアンおよびローターアクトのみの使用と、その利益のために確保し保全するものとする。

#### 19.020.RI の知的所有権の使用の制限

RI ならびにクラブまたはローターアクトクラブの名称、徽章、バッジその他の記章を、クラブ、ローターアクトクラブ、またはクラブまたはローターアクトクラブの会員が商品の商標または特別銘柄として使用し、あるいはその他商業上の目的のために使用することは一切できない。これらの名称、徽章、バッジその他の記章を他の名称または徽章と組み合わせて使用することは RI の承認しないところである。

#### 暫定規定

2019 年規定審議会が制定案 19-72 号によって採択した改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-74

国際大会委員会委員の任期を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 74 ページ)。

### 第 17 条 委員会

#### 17.050.任期

いずれの者も 3 年を超えて RI の同一委員会の委員を務めることは許されない。ただし本細則によって別段の定めのある場合はこの限りでない。ある委員会に既に 3 年務めた者は、再びその同じ委員会に任命される資格を持たないものとする。本節の規定は、職権上の委員およびアドホック委員会の委員には適用されない。前述の規定にかかわらず、会長は、国際大会委員会の委員を 2 年間務めたことがあるが委員長を務めたことのないロータリアンを、国際大会委員会の委員長に任命することができる。国際大会委員会の委員長のほかに、以前の国際大会委員会で委員を務めた人をもう一人、国際大会委員会委員とすることができる。

(本文終わり)

## 制定案 19-75

ローターアクト・インターアクト委員会の職務権限を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 74 ページ)。

### 第 17 条 委員会

#### 17.010.定数と任期

理事会はコミュニケーション、定款細則、国際大会、地区編成、選挙審査、財務、ローターアクト・インターアクトに関する常任委員会をけじめ、RIにとって最も有益であると理事会が折に触れ判断したその他の委員会を設置するものとする。常任委員会の定数と任期は次の通りとする。(1)コミュニケーション:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(2)定款細則:3名の委員から成り、毎年、任期3年で1名ずつ任命する。ただし例外として、規定審議会の開催年度には、4年目の委員を務める最近の元委員を含め、4名の委員から成る。(3)国際大会:6名の委員から成り、うち1名は、年次国際大会のホスト組織の委員長とする。(4)地区編成:3名の委員から成り、毎年1名ずつ任期3年で理事会から任命する。(5)選挙審査:6名の委員から成り、毎年2名ずつ任期3年で任命される。(6)財務:8名の委員から成り、うち6名は、毎年2名ずつ任期3年で任命される。また、RI財務長および理事会により任命された理事1名が、1年を任期として投票権を有しない委員を務めるものとする。(7)ローターアクト・インターアクト:6名の委員から成り、毎年12名ずつ任期3年で任命される3名の委員、最低3名のローターアクト会員が含まれるさらに、3名のローターアクト会員から成り、委員1名とローターアクト会員1名が、この委員会の共同委員長となる。常任委員会を除く委員の定数と任期は、後述の第17.050節の規定に従って理事会が決定するものとする。理事会が、すべての委員会の任務と権限を定める。さらに、常任委員会を除き、年々委員の継続腫を図る。

#### 第 17.010.節に関する暫定規定

2019年規定審議会が制定案 19-75によって採択した第 17.010 節の改正は、理事会が適切だと判断した方法で実施されるものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-79

国際大会の手続を更新して近代化する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する。第5条(『手続要覧』第25ページ)。

### 第5条 理事会

#### 5.040.理事会の権限

##### 5.040.3.年次国際大会の計画と監督

RI 定款に従い、理事会は年次国際大会の時間、場所、料金を決定し、あらゆる準備手配を行うものとする。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払うものとする。会長は議長となるものとし、他の者を議長として任命することもできる。会長は、必要に応じて、信任状委員会、投票委員会、およびその他の委員会を任命することができる。理事会は、代議員による代表制について、RI 定款第9条第3節、第4節、第5節の規定を満たす投票手続を採用するものとする。

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

さらに、第10条を次のように改正する(『手続要覧』第43～46ページ)。

### 第10条—国際大会

#### 10.010.国際大会の時期および場所

~~理事会は、国際ロータリーの年次国際大会が開催される年の10年前より国際大会の候補目および(または)場所を決定し、その開催のためにあらゆる準備手配を行うことができる。国際大会開催地を選ぶに当たり、理事会は、ロータリアンが国籍だけを理由として参加できないことのないようあらゆる努力を払わなければならない。~~

#### 10.020.国際大会の招集

~~国際大会の少なくとも6ヵ月前に、会長は年次国際大会の公式招待状を発表し、事務総長がこれを各クラブに郵送しなければならない。臨時国際大会の招待状は、開催日の少なくとも60日前に発行され、郵送されなければならない。~~

#### 10.030.国際大会役員

~~国際大会の役員は、会長、会長エレクト、副会長、財務長、事務総長、国際大会委員長、ならびに会借監督とする。会長が会借監督を任命するものとする。~~

#### 10.040.国際大会代議員

##### 10.040.1.代議員

~~すべての代議員およびその補欠者は、委任状による代議員を除き、本人の所属クラブを代表するものでなければならない。~~

#### 10.040.2.補欠代議員

クラブは、その代議員を選任する場合に、代議員ごとに1名の抽欠代議員を選ぶことができる。さらにその補欠代議員が必要な場合の任務を行うことができなくなったときには、第2の補欠代議員を選ぶことができる。補欠者は、自分がその補欠者となっている代議員が欠席した場合にのみ投票を行うことができる。第2補欠者は、自分のクラブのどの代議員のためにも、その代議員の補欠者が欠席した場合、その代議員の代わりを務めることができる。補欠者が代議員に変わる場合には、国際大会に提出された案件に対し、自分がその補欠者となっている代議員が投票しうる票数と同数の投票を行うことができる。

#### 10.040.3 代議員の交替手続き

補欠者が代議員に変わる場合は、信任状委員会に通知しなければならない。このようにして、補欠者が代議員に代わった場合、その補欠者は、その大会が終了するまで引き続き代議員を務めるものとする。大会開催地のクラブの代議員については、信任状委員会は、棄権者が代議員に代わる場合を一つまたはいくつかの本会議について認めることができる。ただし、その代議員が大会の運営に携わっていて、大会の会議に出席することが不可能な場合に限られる。信任状委員会は、事前にこのような交替について正式に通知を受け、それを承知していなければならない。

#### 10.040.4 委任状による代理者

国際大会でクラブを代表する代議員またはその補欠者を持たないクラブは、RI定款第9条第3節(a)項に基づく数の投票権の行使を代理者に委任することができる。その委任状による代理者は、同一地区内のどのクラブの会員であっても差し支えない。無地区クラブの場合は、いずれかのクラブの会員を委任状による代理者に指定することができる。

#### 10.040.5 代議員の信任状

すべての代議員、補欠者、委任状による代理者の権限は、自分が代表することになるクラブの会長および幹部の署名した証明書によって証明されるものとする。代議員、補欠者、および委任状による代理者が投票するには、これらの証明書は、すべてその国際大会の信任状委員会に提出されなければならない。

#### 10.060.特別代議員

RIの各役員および現在もクラブで会社身分を有するRIの各元会長は、これを特別代議員とし、国際大会の投票に付せられた各案件に対して1票を投じる権利を有する。

#### 10.070.登録料

国際大会に出席する16歳以上の者は、すなわち登録して登録料を支払わなければならない。登録料は理事会が定めるものとする。代議員または委任状による代理者は、その登録料を支払うまでは、国際大会において投票する権利を有しないものとする。

#### 10.080.国際大会の定足数

##### 10.080.1.定足数

全クラブ数の10分の1を代表する代議員および委任状による代理者をもつて、国際大会における定足数とする。

##### 10.080.2.定足数の不足

本会議において定足数の有無が問題となうた場合、議長の定めた時間内は、票決を

~~要する決定を行うことができない。この時間は半日を超えないものとする。この時間が過ぎたときは、定足数にかかわらず、正当に上程された場合と同様に、その案件の決定を行うことができる。~~

#### **10.090.信任状委員会**

~~会長は、国際大会閉会までに信任状委員会を任命するものとする。同委員会は、5名より少ない委員会でありてはならない。~~

#### **10.100.選挙人**

~~正規の信任状を有する代議員、委任状による代理者、および特別代議員が国際大会の選挙体を構成するものとし、これらを選挙人と称す。~~

#### **10.110.投票委員会**

##### **10.110.1.任命と任務**

~~会長は、国際大会において選挙人の中から投票委員会を任命しなければならない。この委員会は、投票用紙の配布、集計を含め、その国際大会におけるすべての投票を司るものとする。この委員会は、会長の定める少なくとも5名の選挙人から成るものとする。事務総長は、すべての投票用紙印刷の責任を負うものとする。~~

##### **10.110.2.役員選挙の通知**

~~会長は役員の名目および選挙を行う場所および時間について選挙人に通知しなければならない。このような通知は、国際大会の第1回本会議で行うものとする。~~

##### **10.110.3.委員会の報告**

~~投票委員会は、投票の結果を速やかに大会に報告しなければならない。その報告は、委員会の過半数によつて署名されなければならない。委員会委員長は全投票用紙を保管しなければならない。委員会の報告が採用された後、大会が別段指示した場合を除き、委員会委員長は全投票用紙を破棄しなければならない。~~

#### **10.120.役員選挙**

##### **10.120.1.投票権を有する選挙人**

~~選挙人は、選挙される各役員に対して1票を投じる権利を有する。~~

##### **10.120.2.投票**

~~すべての役員選挙は無記名投票によるものとし、3名以上の候補者がある場合の投票は単一移譲式投票の方法によるものとする。一つの役職に対してノミニーがただ1名の場合、選挙人は、口頭による投票によつて、事務総長に意思表示してそのノミニーに対する選挙人の統一投票を行うことができる。~~

##### **10.120.3.過半数の投票**

~~前述の役職ごとに投じられた票のうち、過半数の票を得たノミニーがそれぞれ当該役職の当選者として宣言されるものとする。必要な場合には、第2選択以下全選択投票をも計算に入れるものとする。~~

##### **10.120.1.国際大会へのノミニー一名の提出**

~~正規の手続を経て RI 会長、理事、ガバナー、RIBI 会長、副会長、名誉会計に指名された者の氏名は事務総長に証明され、事務総長から選挙のため国際大会に提出されるものとする。~~

#### **10.130.国際大会プログラム**

~~国際大会委員会が報告し、理事会によつて承認されたプログラムが全会議の日程となるものとする。プログラムは、理事会の3分の2の投票によつて国際大会中に変更することができる。~~

#### **10.140.代議員の座席**

~~投票が必要な本会議においては、信任状委員会に対し正式に資格を証明した代議員の数に等しい数の座席が、これらの代議員専用に各本会議場に確保されるものとする。~~

#### **10.150.特別協議会**

~~国際大会においては、その都度、クラブの結成されている国または複数の国のグランドロータリアンが集まって、特別協議会を開催することができる。理事会または国際大会は、どの国または国々のためにこのような特別協議会が開催されるかを随時決定し、大会委員会にそのために必要な指示をしなければならない。この協議会においては、特に関係国に属する問題を協議することができる。会長は協議会の招集者を指名し、その協議会運営のためにできるだけ国際大会に準じる手続規則を定めてこれを公表しなければならない。協議会を開いた時は、その議長および幹事を選出しなければならない。~~

(続く条文は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 制定案 19-80

役員の見選挙手続を改正する件

**提案者：** 第 6040 地区(米国)  
第 6080 地区(米国)  
**承認者：** 第 6040 地区大会(米国、Missouri、KansasCity)にて承認  
(2017 年 10 月 28 日)  
第 6080 地区大会(米国、Missouri、KansasCity)にて承認  
(2017 年 10 月 28～29 日)

国際ロータリー細則第 6 条を次のように改正する(『手続要覧』第 27 ページ)。

### 第 6 条 役員

#### 6.010.国際大会における役員の見選挙

年次国際大会において見選挙される役員(本細則第 10.120.1.項の規定の下で見選挙が必要とされる場合)は、RI の会長、理事、ガバナー、および RIBI の会長、副会長、名誉会計である。

さらに、第 10 条を次のように改正する(『手続要覧』第 45 ページ)。

### 第 10 条 国際大会

#### 10.110.投票委員会

##### 10.110.2.役員の見選挙の通知

会長は役員の見指名および見選挙を行う場所および時間について見選人に通知しなければならない。ただし理事会が次節の規定に従って見選挙は不要であると判断した場合はこれにあたらぬ。このような通知は、必要に応じ、国際大会の第 1 回本会議で行うものとする。

#### 10.120.役員の見選挙

##### 10.120.1.1 投票権を有する見選人

本細則に規定された見選挙手続が完了していない場合、見選人は、見選挙される各役員に対して 1 票を投じる権利を有する。大会で規定通りに承認され瓦全役員の見選出が本細則に従って完了し、よって対抗候補や提訴の対象とならぬ場合、理事会はこれらの役員の見選出が大会での見選挙によって承認される必要はないと判断する権限を有する。

さらに、第 11 条を次のように改正する(『手続要覧』第 47 ページ)

### 第 11 条 役員の見指名と見選挙一般規定

#### 11.050.役員の見選挙

本細則第 10.120.1 項の規定により見選挙が必要となった場合、RI の役員は、本細則第



6.010.節と第 10.120 節に規定するように年次国際大会で選挙されるものとする。

さらに、第 12 条を次のように改正する(『手続要覧』第 53 ページ)。

## **第 12 条 会長の指名と選挙**

### **12.090.国際大会への指名の提出**

#### **12.090.1.会長ノミニーの氏名を選挙のため国際大会へ提出**

本細則第 10.120.1 項の規定により選挙が必要となった場合、事務総長は、指名委員会によって正式に指名された者の氏名を、選挙のため、国際大会に提出するものとする。このようなノミニーは、郵便投票が行われない場合、選挙後、次の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

さらに、第 14 条を次のように改正する(『手続要覧』第 61 ページ)。

## **第 14 条 ガバナーの指名と選挙**

### **14.010.ガバナーノミニーの選出**

地区は、ノミニーを、ガバナーとして就任する日の直前 24 ヶ月以上 36 ヶ月以内に選出するものとする。選出されたロータリアンは、「ガバナーノミニー・デジグネート」という肩

書を担い、ガバナーに就任する 2 年前の 7 月 1 日にガバナーノミニーの肩書を担うものとする。理事会は、正当かつ十分な理由により、本節の期日を延長する権限を有するものとする。本細則第 10.120.1 項の規定により選挙が必要となった場合、ガバナーノミニーが選挙されるのは、国際協議会で研修を受けるロータリー年度の直前ロータリー年度に開催される RI 国際大会である。このようにして選出されたノミニーは、ガバナーエレクトとして 1 年の任期を務めてから、選挙後の暦年の 7 月 1 日に就任するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-82

人頭分担金を増額する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 77 ページ)。

### 第 18 条 財務事項

#### 18.030.会費

##### 18.030.1.人頭分担金。

各クラブは、そのクラブの会員のおのののにつき、次のように RI に人頭分担金を支払うものとする。~~2016-17 年度には半年ごとに米貨 28 ドル、2017-18 年度には半年ごとに米貨 30 ドル、2018-19 年度には半年ごとに米貨 32 ドル、2019-20 年度以降には半年ごとに米貨 34 ドル、~~2020-21 年度には半年ごとに米貨 34 ドル 50 セント、2021-22 年度には半年ごとに米貨 35 ドル、2022-23 年度以降には半年ごとに米貨 35 ドル 50 セント。人頭分担金は、規定審議会によって改正されるまで変更されないものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-93

一般剰余資金の名称を RI 準備金に変更する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 15 ページ)。

### 第 6 条 理事会

第 2 節一権限。本定款および細則、1986 年イリノイ州非営利財団法およびその後の改正に従って、RI の業務ならびに資金は理事会の指示と管理の下に置かれるものとする。RI の資金に関する指示と管理を執行するに当たり、理事会は、細則の規定によって定められた予算に従って、↓会計年度中にその経常収入と一般剰余金-RI 準備金から、RI の目的達成のために必要な額を支出することができる。理事会は、剰余金準備金からの支出を必要とした特別な事情について次の国際大会に報告しなければならない。理事会は、いかなる場合にも、その時点における RI の純資産を超える負債を生じさせてはならない。

さらに、国際ロータリー細則第 18 条を次のように改定する(『手続要覧』第 78 ページ)。

### 第 18 条財務事項

#### 18.050.予算

##### 18.050.6.収入見積額を超える支出:~~一般剰余金-RI 準備金~~

第 18.050.4.項の規定にかかわらず、~~一般剰余金-RI 準備金~~が、~~一般剰余金-RI 準備金~~で賄われた支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去 3 年間に於ける年間支出最高額の 85 パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって~~一般剰余金-RI 準備金~~がその 85 パーセントレベルの 100 パーセントより減少してはならない。超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が 60 日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

さらに、第 21 条を次のように改正する(『手続要覧』第 82 ページ)。

### 第 21 条 機関雑誌

#### 21.020.購読料

##### 21.020.3.雑誌収入

年度内の雑誌収入は、その一部といえども雑誌の発行およびその改善以外の目的のために充当させてはならない。支出を上回る収入剰余金は、理事会による別段の規定がある場合を除き、年度末に RI の~~一般剰余金-RI 準備金~~に繰り入れられるものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-94

一般剰余金の設定手順を改正する件

提案者： 第 5190 地区(米国)  
承認者： 第 5190 地区郵便投票により承認  
(2017 年 12 月 11～27 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 78 ページ)。

### 第 18 条 財務事項

#### 18.050.予算

##### 18.050.6.収入見積額を超える支出:一般剰余金

第 18.050.4.項の規定にかかわらず、~~一般剰余金が、一般剰余金で賄われた支出と国際大会および規定審議会にかかる独立採算の支出を除く、直前までの過去 3 年間に~~ おける年間支出最高額の 85 パーセントを超えた場合、いかなる時でも、理事会は、RI が財政的義務を満たし続けることができるように、年次準備金目標を設定する。いかなる時でも、RI 準備金が理事会が設定した RI 準備金目標を上回った場合、理事会は、その 4 分の 3 の投票により、収入見積額を上回る支出を認める権限を有する。ただし、その支出によって一般剰余資金がその 85 パーセント以上の 100 パーセント RI 準備金目標より減少してはならない。準備金目標とすべての超過支出とそこに至るまでの経過は、会長が 60 日以内に全 RI 役員に報告したうえ次の国際大会で報告するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-96

RI 理事会が決議審議会に緊急制定案を提案することを認める件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 34～35 ページ)。

### 第 8 条 決議案審議会

#### 8.010.決議審議会の会合

決議審議会は、毎年開催されるものとする。決議審議会は電子的コミュニケーションを通じて招集されるものとする。決議審議会は、正規の手続で提出された決議案を審議してこれに対する決定を行うものとする。

#### 8.050.決議審議会で審議される制定案

決議審議会は、規定審議会の特別会合として、理事会が緊急性があると判断し、正規の手続で提出した制定案を審議してこれに対する決定を行うものとする。

#### 8.050.8.060.決議案と制定案の締切日

決議案は、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日までに、事務総長に書面で提出されなければならない。理事会の提出する決議案については、決議審議会が閉会するまでこれを受理し、その票決を行うことができる。理事会は、緊急制定案を、その案件が審議される決議審議会の開催年度の前年度 6 月 30 日までに、事務総長に提出することができる。理事会は、管理委員会の事前の承諾なしに、ロータリー財団に関する立法案を提出してはならない。

#### 8.060.8.070.正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

##### 8.060.1.8.070.1.正規の手続で提出された決議案

次の条件を満たしていれば、正規の手続で提出した決議案と見なされる。

- (a)それぞれ、細則第 8.050.8.060 節に記載されている締切日までに事務総長に送付されていること。
- (b)決議案の提案者に関する細則の第 8.030 節の規定に合致していること。
- (c)クラブが提出したとき、地区の承認に関する細則の第 8.040 節の規定を満たしていること。

##### 8.060.2.8.070.2.欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- (a)組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする場合。
- (b)RI のプログラムの範囲内にない場合。

##### 8.070.8.080.決議案と制定案の審査

定款細則委員会は、事務総長に提出されたすべての決議案と制定案を点検し、決議審議会に回付するものとする。また、以下に関する判断を理事会に推奨できる。

8.070.1-8.080.1. 正規の手続で提出された決議案または制定案か否か、および

8.070.2-8.080.2. 委員会が第 7.037.2 項または第 8.070.2 項に従って欠陥があると決定した決議案または制定案を、事務総長が決議審議会に回付しないか否か。

#### **8.080.8.090.理事会での決議案と制定案の審査**

理事会(理事会に代わって定款細則委員会によって)はすべての決議案および制定案本文を審査し、欠陥があれば、提案者にその旨通告するものとする。

#### **8.080.1-8.090.1. 審議会に回付されない決議案と制定案**

定款細則委員会の助言に基づき、決議案または制定案が正規の手続きで提出されていない、または欠陥があると理事会が決定した場合、理事会はその決議案または制定案を審議のため審議会に回付しない旨指示するものとする。理事会がこのような決定をした場合は、事務総長が提案者にこの旨通告するものとする。

#### **8.080.2.審議会における決議案の審議**

~~決議審議会は、正規の手続で提案された決議案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。~~

#### **8.100 制定手続**

決議審議会で採択されたすべての制定案について、第 9.170.3 土項から第 9.170.4.項までの手続および期限が適用されるものとする。

(各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 制定案 19-97

規定審議会の臨時会合を合理化して近代化する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー定款を次のように改正する(『手続要覧』第 16 ページ)。

### 第 10 条規定審議会

**第 5 節—立法案を採択するための臨時会合。** 理事会は、全理事の 90 パーセントの投票で、立法案採択のために規定審議会の臨時会合を開催しなければならないような非常事態が存在する、との判断を下す招集することができる。理事会は、このような会合の時と場所を決め、その趣旨を明らかにするものとする。このような会合は、臨時会合が招集された目的である非常事態に関する理事会提出の立法案のみを審議、決定することができる。このような会合で審議される立法案は、RI 組織規定の各所で明記されているの提出締切日や手続に拘束されないが、時間の許す限り、こうした手続

—  
を守るものとする。審議会の臨時会合の決定は、以後、本条第 3 節に規定するようにクラブが行動を取る以外に、これを覆すことができないものとする。

さらに、国際ロータリー細則を次のように改正する。

第 7 条(『手続要覧』第 33 ページ)

### 第 7 条 規定審議会

#### 7.060.非常事態における立法案の審議

理事会は、理事の 3 分の 2 の多数によって、非常事態の存在することを宣言し、次のように立法案を審議する権限を有する。

#### 7.060.1.審議会で審議される非常時立法案

臨時審議会に提出された立法案は、各組織規定に定められている提出締切目を過ぎてもそのような審議会で審議できる。ただし、時間的に可能な限り、これらの規定に定められている手続に従うものとする。

#### 7.060.2.立法案の採択

非常事態下にこれらの規定に基づいて規定審議会で立法案を採択するには、出席者の投票の 3 分の 2 の賛成票を要するものとする。

### 7.060.審議会の臨時会合

#### 7.060.1.通知

規定審議会の臨時会合は、RI 定款の第 10 条第 5 節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の 30 日前までに議員およびガバナーに送付されるものとする。ガバナーは地区内のクラブに通知するもの

とする。

#### 7.060.2.制定案の採択

規定審議会の臨時会合で立法案を採択するには、代表議員の投票の3分の2の賛成票が必要とされるものとする。

#### 7.060.3.手続

通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の三つは例外とされる。

#### 7.060.3 会合の方法

臨時会合は、直接会合または電子的コミュニケーションを通じて招集することができる。

#### 7.060.3.2.決定の報告

第9.150.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後7日以内に、各クラブに送付するものとする。

#### 7.060.3.3.決定に対する反対

クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、1ヵ月以内にその意思表示をしなければならない。

#### 7.060.4.決定の発効日

クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかった場合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから1ヵ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第9.150節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。

さらに、第9条を次のように改正する(『手続要覧』第42～43ページ)。

### **第9条 規定審議会と決議審議会の議員**

#### **9.170.審議会の臨時会合**

##### **9.170.1.通知**

規定審議会の臨時会合は、RI定款の第10条第5節に従い、理事会が招集することができる。臨時会合とそこで審議する立法案の通知は、開催予定日の60日前までにガバナーに郵送されるものとする。ガバナーは、直ちに地区内クラブに知らせた上、地区の代表者として審議会に派遣するロータリアンの氏名をできるだけ早く事務総長に報告するものとする。

##### **9.170.2.制定案の採択**

規定審議会の臨時会合で制定案を採択するには、出席し、投票した人の3分の2の賛成投票が必要とされるものとする。

##### **9.170.3.手続**

通常の規定審議会のために定められた手続が、臨時会合にも適用される。ただし、次の2つは例外とされる。



#### 9.170.3.1. ~~決定の報告~~

~~第9.150.2.項に規定される決定の報告は、臨時会合終了後15日以内に、各クラブに送付するものとする。~~

#### 9.170.3.2. ~~決定に対する反対~~

~~クラブが規定審議会臨時会合の決定に反対するには、報告がクラブに送付されてから、2ヵ月以内にその意思表示をしなければならない。~~

#### 9.170.1. ~~決定の発効日~~

~~クラブがこのような決定に反対の意思表示をする投票が、所定数、提出されなかつた場合、規定審議会の臨時会合の決定は、事務総長がクラブに審議会の報告を送付してから2ヵ月後に効力を発するものとする。クラブの所定数が反対の意思表示をした場合、その決定は、第9.150.節の規定にできる限り沿って、郵便投票にかけられるものとする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 制定案 19-100

決議案の承認に関する規定を改正する件

提案者: 木更津東ロータリークラブ(日本、第 2790 地区)  
承認者: 第 2790 地区郵便投票により承認(2017 年 12 月 20 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 34 ページ)。

### 第 8 条 決議審議会

8.040.クラブ提出の決議案を地区で承認

クラブの決議案は必ず地区大会、地区立法案検討会、または RIBI 地区審議会において、または、第 14.040 節の手続にできるだけ沿った形でガバナーの実施する郵便投票を通じて、地区内のクラブの承認を受けなければならない。事務総長に送達される決議案には、地区大会や地区立法案検討会や RIBI 地区審議会での審議、または、郵便投票の票決により承認されたことを明記したガバナーの証明書を添付するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-101

欠陥のある決議案の定義を改正する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 34 ページ)。

### 第 8 条 決議案審議会

8.060.正規の手続で提出された決議案、欠陥のある決議案

8.060.2.欠陥のある決議案

次の場合、決議案は欠陥があると見なされる。

- (a)組織規定の文言と精神に抵触する行為もしくは意見表示を必要とする要請する場合。
- (b)理事会または管理委員会の裁量の範囲内にある RI またはロータリー財団のプログラム、方針、または業務の運営、管理、または実施に関わる行為を要請する場合。
- (c)理事会または管理委員会によって既に実施されている行為を要請する場合。
- (d)RI のプログラムの範囲内でない場合。

(本文終わり)

## 制定案 19-102

審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 33 ページ)。

### 第 7 条 規定審議会

#### 7.050.理事会での立法案の審査

##### 7.050.5.審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に代表議員は、正規の手続で提案され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見する機会を与えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 20 パーセント未満である場合、規定審議会の次回の直接会合で審議されないものとする。規定審議会は、正規の手続で提案されたその他すべての立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

(本文終わり)

## 制定案 19-103

審議会の直接会合の前に立法案の検討を許可する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 33 ページ)。

### 第 7 条 規定審議会

#### 7.050.理事会での立法案の審査

##### 7.050.5.審議会における立法案の審議

規定審議会の直接会合の前に代表議員は、正規の手続で提案され、審議のため審議会運営委員会によって提示された立法案について、通知を受け、意見する機会を与えられた後で、電子投票をすることができる。この投票は決議審議会の一部とすることができる。制定案に賛成したのが投票権を有する代表議員の 80 パーセントを超える場合、その制定案は次回の直接会合の同意議題において検討されるものとする。次回の直接会合において、規定審議会は、同意議題、正規の手続で提案されたその他すべての立法案ならびにそれらに対する修正案を審議してこれに対する決定を行わなければならない。

(本文終わり)

## 制定案 19-110

審議会における信任手続きを簡素化する件

提案者: RI 理事会

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 40 ページ)。

### 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

#### 9.100.信任状委員会

~~会長は、信任状委員会を任命しなければならない。信任状委員会は、規定審議会の開かれる前に会合するものとする。この委員会は信任状を審査し、その査証をしなければならない。事務総長は代表議員の信任状の査証をするものとする。委員会信任状に関する事務総長の決定はいかなる場合でも、規定審議会がこれを審査することができる。~~

(本文終わり)

## 制定案 19-112

審議会議員について改正する件

提案者: Brigg ロータリークラブ(英国、第 1040 地区)

承認者: 第 1040 地区立法案検討会(英国、North Yorkshire、York)にて承認  
(2017 年 9 月 23 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 36 ページ)。

### 第 9 条 規定審議会と決議審議会の議員

#### 9.010.規定審議会と決議審議会の議員

規定審議会と決議審議会は、以下に述べる投票権を有する議員と投票権を有しない議員によって構成される。

##### 9.010.4.会長、会長エレクト、理事、および事務総長

会長、会長エレクト、~~他の理事会のメンバー、~~理事会により選出された理事 1 名、および事務総長は、審議会の投票権を有しない議員とする。

##### 9.010.5.元会長

~~すべての元 RI 会長は、審議会の投票権を有しない議員とする。~~

(続く各節は、該当する番号に振り直す)

(本文終わり)

## 制定案 19-113

ロータリー研究会で審議会の報告を行うことを定める件

**提案者：** 第 2740 地区(日本)  
第 2840 地区(日本)  
**承認者：** 第 2740 地区大会(日本、佐賀県、佐賀市)にて承認  
(2017 年 11 月 18 日)  
第 2840 地区大会(日本、群馬県、高崎市)にて承認  
(2017 年 11 月 19 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 80-81 ページ)。

### 第 20 条 その他の会合

#### 20.020.ロータリー研究会

会長は、情報提供のための年次会合であるロータリー研究会の開催を許可することができる。ロータリー研究会には、RI の元、現ならびに次期役員、また招集者によって招待されたその他のロータリアンや来賓が出席できるものとする。ロータリー研究会は、RI、ゾーン、ゾーン内のセクション、もしくは複数ゾーンのグループで開催されるものとする。

また、招集者は、各規定審議会および決議審議会で審議され、決定された立法案について報告するものとする。

(本文終わり)

## 制定案 19-114

審議会の決定に反対するための手続きを改正する件

**提案者:** 堺おおいずみロータリークラブ(日本、第 2640 地区)  
**承認者:** 第 2640 地区大会(日本、和歌山県、和歌山市)にて承認  
(2017 年 11 月 4 日)

国際ロータリー細則を次のように改正する(『手続要覧』第 41 ページ)。

### 第 9 条規定審議会と決議審議会の議員

#### 9.150.審議会の決定

##### 9.150.3.審議会の決定に関する反対

立法案の採択に関する規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブからの書式は、クラブ会長が証明しなければならず、かつ、事務総長の報告に明記されている期日までに事務総長のもとに届くように提出されなければならない。その期日は事務総長の報告の郵送後少なくとも 2 ヶ月後とする。事務総長は、規定審議会の決定に対して反対の意思を表示したクラブから正規に提出されたすべての書式を調べ、表にし、ロータリーの WEB サイトで公開するものとする。

(本文終わり)

## 19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

## 19-116 標準ロータリークラブ定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

規定審議会は3年ごとに開かれ、よって組織規定文書を改定する。それぞれの変更は個別に起草、採択される。二のため、年月の経過とともに文章が混乱し、まとまりがなく、繰り返しの多い表現になる場合がある。国際ロータリー細則の全面的見直しを最後に行ったのは1995年であり、標準クラブ定款の全面的見直しを最後に行ったのは2001年である。以下の両制定案では、セクションが削除された部分にコメントが追加されている。

## 号エグゼクティブ・サマリー(要旨)

### 19-115 国際ロータリー細則を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

この制定案は、RI細則に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月以内にわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、RI細則は3分の1ほど短縮され、約30,000語から20,000語となり、ずっと使いやすくなった。変更の例は以下の通りである。

- ・ ガバナーに関する条項をまとめ、それ自体で新たな条(第17条)とし、第16条「地区」から切り離す
- ・ RI理事会によるクラブの懲戒処分、停止、終結に関する第3.020節を再編する
- ・ 理事会の任務、理事の資格、理事会会合の手続については第5条にまとめる
- ・ 他のRI役員の任務を第6.020節にまとめる
- ・ 審議会に関する第7、8、9条を統合し、要件および各グループの役割、任務、資格条件をまとめることと重複を抑える
- ・ ほかの部分と重複する元第H条を移動または統合、または第6条か新たな第14条へと移動する
- ・ 現行の第12、13、14条の文言を言い換え、指名と選挙の手続きをより明確にする
- ・ 選挙の実施と審査に関する条項を、新しく第14条に統合する
- ・ クラブの投票要件を第16.050土項にまとめ、その他の条項における記述は、すべてこの条項を引照するものに変更する
- ・ 現行の第17条「委員会」(RI委員会)のセクションを再編する

2019年規定審議会で採択されるほかの制定案による変更が、新しいテキストに盛り込まれ、全条項の最終的な文言とコンセプトを決めることとなる。



- ・ 現行の第 21.020.2 項および第 21.030 土項の機関雑誌の購読義務に関する 2 つの条項を統合する
- ・ ロータリーのウェブサイトに関する第 22 条は電子時代の初期に追加されたものであるため、これを削除する

2019 年規定審議会で採択されるほかの制定案による変更が、新しいテキストに盛り込まれ、全条項の最終的な文言とコンセプトを決めることとなる。

## 号エグゼクティブ・サマリー(要旨)

### 19-116 国際ロータリー定款を、実質的な変更を加えることなく現代化および合理化する件

この制定案は、クラブ定款に対する非実質的な変更を加えるために起草された。余分な言葉遣いを省き、体裁を合理化するため、数カ月にわたり、特別委員会が各条項の見直しを行った。内容への実質的な変更はなく、加えられた変更は、表面的なもの、冗長性の削除、読みやすさとロータリアンによるアクセスを改善するものである。その結果、クラブ定款は6分の1ほど短縮され、ずっと使いやすくなった。変更の例は以下の通りである。

- ・ 例会への出席方法、例会時間の変更、例会の取り消しに関する第8条「会合」の文面を現代化する
- ・ 第10条において会員種類の例外をRIに報告する方法を明確に説明し、名誉会員に関する詳細はRI細則の第4.050節に規定されているため削除する
- ・ 第12条の欠席のメイクアップ方法に関する部分を再編し、さまざまな欠席の種類について説明する条項を統合する
- ・ 第15条の会員身分終結とクラブ復帰に関する条項を再編する
- ・ 第15条第6節を、第19条（仲裁および調停）に沿ったものとする。また、これら2つの条をRI細則第25条に沿ったものとする
- ・ 第17条を、RI細則第21条「機関雑誌」に対する変更と一致するよう、文言を修正する
- ・ 「電子メール(Eメール)」と「インターネットテクノロジー」に関する第21条を第1条「定義に」移動し、内容を更新する

2019年度規定審議会で採択されるほかの制定案による変更が、新しいテキストに盛り込まれ、全条項の最終的な文言とコンセプトを決めることとなる。

## 見解表明案 19-117

RI 理事会に RI の課税上の地位を変更するための適切な措置を講じることを許可する件

**提案者:** RI 理事会

本見解表明案により、RI 理事会は RI 加盟クラブの代表として、RI の課税上の地位を変更することにより RI に大幅な利益を得るために必要かつ適切な措置を講じるため、2019 年規定審議会から許可と指示を求めている。

RI は米国イリノイ州において非営利法人として設立され、米国内国歳入法第 501 条(c)(4)項により米国連邦法人税が免除されている。

これに代わって RI が内国歳入法第 501 条(c)(3)項により免税の対象となった場合、以下を含む大幅な利益が得られると思われる。

- a)501(c)(3)団体を対象とする割引を提供する業者による節約:可能性として年間 400,000 米ドル以上
- b)各種税金の軽減:年間最大 275,000 米ドル
- c)協賛／資金調達パートナーシップの機会が増加する可能性
- d)企業の社会的責任(CSR)プログラムを通じた資金取得が増加する可能性

これらの費用削減および収入増加の機会は、将来的に人頭分担金増額の軽減につながると思われる。

2016 年 11 月に RI 理事会は「国際ロータリーホールディングス(Rotary International Holdings(RIH))」という資産および運営権を持たない非営利法人をイリノイ州に設立した。

RIH は米国内国歳入法第 501 条(C)(3)項における免税資格認定を米国内国歳入庁に申請した。内国歳入庁には、RIH が第 501 条(C)(3)項の免税団体に認定された場合、2019 年規定審議会での承認を得て、RI と RIH は合併される予定であると通知した。合併法人は国際ロータリーと称し、現在の RI と全く同じ方法で運営管理されると思われる。

内国歳入庁は 2017 年 8 月に免税資格を認定した。

本見解表明案により、RI 理事会は加盟クラブの代表として、RI と RIH の合併に向け適切なすべての措置を講じるため、2019 年規定審議会から許可と指示を求めている。

米国内のクラブと地区は現在、第 501 条(C)(4)項におけるグループ免税により自動的に免税されている。本案によりその点け変更されない。米国のクラブと地区は引き続き第 501 条(C)(4)項におけるグループ免税による免税の対象となる。RI は内国歳入庁にこのグループ免税の継続を申請し、承認待ちの状態である。承認が下りない場合、RI を 501(C)(3)団体に転換する手続きは停止される。

この RI の課税上の地位の変更によって、ロータリーにおける主要な世界的慈善ファンディング機関としてのロータリー財団の役割に変化はない。

2019年規定審議会の見解として、RI理事会は、RIを米国内国歳入法第501条(C)(3)項における免税団体に転換するために、RIとRIHの合併を含め必要かつ適切なすべての措置を講じることが許可および指示されている。ただし、米国内のクラブと地区に対するグループ免税を継続するための米国内国歳入庁への申請が許可されない場合、RI理事会はそのような措置を講じないよう指示されている。

(本文終わり)